

経営者の皆様へ

秋田県の間前払金制度について(重要なお知らせ)

平成 26 年 4 月 1 日より、秋田県では県内建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中間前払金の対象工事が大幅に拡大されました。

これにより、全ての前払金対象工事（請負金額 1 0 0 万円以上）で、前払金を 6 0 % 請求できることとなりました。

工事の規模に関わらず、皆様の経営基盤の強化に是非お役立てください。

1. 前払金の請求時期

	請求時期	前払金額
1. 当初前払金	請負契約時	請負金額の 4 0 %
2. 中間前払金	工期の 1 / 2 経過時（※）	請負金額の 2 0 %

（※請求条件） ①工期の 2 分の 1 を経過していること
②工程表上の工期の 2 分の 1 までの作業が行われていること
③出来高が 2 分の 1 以上であること

2. 中間前払金のメリット

- ① 工期後半から完成払いまでの資金調達の円滑化
- ② 発注者への簡単な請求手続き
 - ・ 「部分払い」と異なり出来高検査はありません(書類審査のみ)
 - ・ 認定請求から認定まで原則 7 日以内
- ③ 低廉な保証料（保証料率：中間前払金額×0. 0 6 5 %）
 - ・ 請負金額 5, 0 0 0 万円／中間前払金 1, 0 0 0 万円の場合
→ 1, 0 0 0 万円×0. 0 0 0 6 5 = 6, 5 0 0 円（保証料）
- ④ 簡単な払出し手続き
 - ・ 当社がお渡しする「払出依頼書」を金融機関窓口に提出するのみ
 - ・ 即時現金一括払出となります

(ご利用の準備)

請負契約の際、「中間前払金と部分払の選択に係る届出書」(県様式)で「中間前払金」を選択してください。（選択されても、必ず中間前払金を請求する必要はありません。請求する／しないは工期 1 / 2 経過時に判断できます。）

以 上

~~~~~  
～ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください～

東日本建設業保証（株）秋田支店  
TEL. 018-863-1000 FAX. 0120-027-623（フリーダイヤル）

## 中間前払金の対象範囲の拡大について

平成 26 年 3 月

建設政策課

- 秋田県では、平成 13 年度から中間前払金制度を導入しています。
- 中間前払金制度は、着手時の前払金に加え、工期の後半に簡単な手続きで更なる前払金を受けられる制度です。
- 県発注工事の受注者の資金調達の円滑化を図るため、平成 26 年 4 月から対象範囲を拡大します。

### 1 中間前払金制度

着手時において、

**前 払 金（契約金額の 10 分の 4 以内の額）**

の支払いを受けた後に、

工事の中間段階において、

**中間前払金（契約金額の 10 分の 2 以内の額）**

を追加して受けることができる。

#### ※中間前払金の支払い要件

次のすべてに該当すること。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表上の工期の 2 分の 1 までの作業が行われていること。
- ③ 出来高が 2 分の 1 以上であること。

### 2 拡充内容

対象となる工事の範囲を、

**「契約金額 1,000 万円以上、かつ、工期 150 日超」**

から

**「契約金額 100 万円以上（工期の制限なし）」**

に改正する。

(様式 5)

# 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

秋田県知事（公所の長）

住 所

氏 名

印

次の工事に係る中間前金払と部分払の選択について、届出します。

## 1 施工する工事

（１）工 事 名

（２）工事場所

（３）落 札 額 ￥

（４）工事日数 日

## 2 中間前金払と部分払の選択（いずれかに○を付すこと。）

（１）中間前金払

（２）部 分 払

〔注〕 特定建設共同企業体にあつては、構成員の全てが記名押印すること。